

2 営利業務に従事する弁護士の状況

弁護士法第30条が改正され（2004年4月1日施行）、営利業務の所属弁護士会による許可制が、所属弁護士会への届出制に移行することにより自由化が図られた。これに伴い、日弁連は、営業に従事する際の弁護士の行為規範として「営利業務及び公務に従事する弁護士に対する弁護士会及び日本弁護士連合会の指導・監督に関する基準（日弁連理事会2004年2月1日議決）」を定めた。

営利業務の届出状況は次のとおり（営利業務従事弁護士の多い業種順）である。

資料2-3-9 営利業務従事弁護士の内訳

（2021年5月1日現在）

企業業種	役職等	取締役等（人）		使用人等（人）		その他（人）		無回答（人）		合計（人）	
		総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数
サービス業		1,888	156	163	38	277	86	283	48	2,611	328
不動産業		866	98	42	8	75	24	233	27	1,216	157
情報・通信業		581	45	128	45	273	105	25	6	1,007	201
卸売・小売業		514	80	76	34	200	73	33	8	823	195
証券・商品先物取引業その他金融業等		348	32	95	44	195	67	7	4	645	147
機械・電気・精密機器等メーカー		353	50	199	44	248	76	11	3	811	173
銀行・保険業		149	30	93	34	216	76	21	2	479	142
建設業		169	21	16	2	33	9	1	0	219	32
陸・海・空運業		146	8	24	12	28	13	2	1	200	34
医薬品		585	12	106	27	270	31	40	1	1,001	71
サービス（債権回収会社）		70	12	49	0	66	1	1	0	186	13
その他		166	75	2	47	13	123	0	7	181	252
合計		5,835	619	993	335	1,894	684	657	107	9,379	1,745

- 【注】 1. サービスとは、債権の取り立て代行やそれに付随する業務を行う債権回収専門会社のこと。
 2. 役職等の「取締役等」とは、取締役、執行役、その他業務を執行する役員である。
 3. 「取締役等」と「使用人等」を兼務している場合は、「取締役等」に含めた。
 4. 役職等の「その他」とは、業種の如何を問わず自営で行っている場合、もしくは分類不明なもの。
 5. 企業業種の「その他」とは、上記のメーカー以外の製造業、電気・ガス業、農業等である。
 6. 数値は、延べ人数である。

3 複数の資格登録をしている弁護士

弁護士は、弁護士資格の他にも複数の資格を有していたり、それらについて資格登録をしている場合がある。弁護士は弁護士法第3条第2項により、当然に弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

次の表は、弁理士、税理士の登録をしている弁護士数をまとめたものである。

資料2-3-10 弁理士登録・税理士登録をしている弁護士数及び通知弁護士等の数

①弁理士登録している者	427人（2021年3月31日現在）
②税理士登録している者	698人（2021年3月31日現在）
③通知弁護士制度によって税理士業務を行っている者（通知弁護士）	6,442人（2021年3月31日現在）
④通知弁護士制度によって税理士業務を行っている法人（通知弁護士法人）	186社（2021年3月31日現在）

- 【注】 1. ①②の数値については、それぞれ日本弁理士会、日本税理士会連合会調べ。③④の数値については、国税庁「税務統計」（令和2年）によるもの。
 2. 弁理士登録をしている者について、弁理士登録後に弁護士資格を取得した者の数は含まれていない。
 3. 通知弁護士制度：弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時税理士業務を行うことができる（税理士法第51条1項及び3項）。
 4. 通知弁護士数は延べ人数で、各局に通知のあった者の総計値である。同一人物が複数の局に通知した場合、それぞれ1件としてカウントしている。